

資産等報告公表

政治倫理審査会が意見書提出



町長や議員などの資産等報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が行われ、8月27日に審査会の加藤高弘会長が黒土町長に意見書を提出しました。その内容と資産等報告の状況をお知らせします。

資産等報告書の提出・記載状況

1 福智町政治倫理条例以下「条例」第4条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長以下町長等の3人及び町議会議員以下議員18人の計21人は、1月1日現在の内容を記載した資産等報告書を町長等に提出し、議員は議長に5月31日までに提出した。

2 町長等の配偶者及び扶養又は同居の親族（以下「配偶者等」）5人及び議員の配偶者等23人、計28人の資産等報告書も期限までに提出された。

資産等報告書の提出者

総計49人（令和7年6月13日現在）

1 提出義務者（町長等）3人・議員18人・計21人

2 配偶者（町長等の配偶者）3人・議員の配偶者14人・計17人

3 扶養または同居の親族（町長等の扶養または同居の親族）2人・議員の扶養または同居の親族9人・計11人

審査方法

1 資産等報告書に記載された内容と証明書類が合致しているか、証明書類と照らし合わせて確認した。

2 各項目における前年との違いを明確にするため、報告書記載内容の覧表を作成し昨年度との比較審査を行った。

3 資産等報告書の内容で疑問のある

点、不明確な項目等については当該報告義務者に照会し回答を求めた。

審査結果

記載漏れ等については修正を行って、再審査を行った結果、最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例はなかった。

指摘事項

1 資産等報告書の記載事項について、記載漏れや修正箇所が多数ある報告者がいることから、記載内容については間違いのないように努めてもらいたい。また、報告書の記載にあたっては、政治倫理条例施行規則（以下「規則」）第4条の申告書記入方法に従い、税資料等を参考に審査が容易に行えるよう、順序を揃え、誰が見てもわかるような報告書の記入をお願いしたい。

2 資産等報告書における資産の報告について、規則第4条第1項第1号に50万円未満の資産は記入不要である旨が定められているため、報告の簡素化に努めてもらいたい。が、本規定は、条例第5条第1号に列記されるアからサまでの各資産において合計が50万円以上となる場合について、当該資産において合計が50万円未満の事項もすべて記入を要する点に注意されたい（ただし、「才動産」「貸付金及び借入金」及び「保証債務」については各列記の規定

むすび

1 最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例はなかった。当審査会の多岐にわたる照会に対して迅速に回答していただいた報告義務者各位に感謝申し上げます。

2 提出義務者は、行政や議会の透明性と公平性を確保し、町民の信頼を高めるためにも指摘事項に留意し、審査において重要な資料となる各種証明書類の添付により、引き続き正確な記載の努力をされたい。

3 ご教年の指摘事項として、預貯金を証明する書類については、通帳の写しではなく金融機関発行の残高証明書の添付を求めているところであるが、本年度においても残高証明書が適正に添付されており、引き続き、次年度以降も証明書の添付をお願いしたい。

4 資産等報告書は、町民でなければ町役場や関係機関が閲覧可能であるが、閲覧者数は極めて少ない状況である。当審査会は、より多くの人に報告書を見ていただくため、町広報紙等により報告書の閲覧を促すよう掲載を求める。

子育て世帯
を応援！

通学6ヵ月分

自宅 ↔ 高校

継続

平成筑豊鉄道／JR／バス等の公共交通機関が対象

高校生通学定期券購入助成金

補助額 ▶ 通学定期券購入額 × 1/2

上限額 ▶ 30,900円 ※ 100円未満切捨て

対象者

福智町に在住し定期券で通学する高校生の保護者

※ 生活保護法の生業扶助を受けている世帯と町税等に滞納がある世帯は交付対象外。

対象の認定区間

最も経済的かつ合理的と認められる区間

※ 「自宅⇄高校」の利用実態に応じ、通学に必要な区間は対象外となります。

対象期間

定期券の今年10月分～来年3月分（最大6ヵ月分）

※ 通学定期券の有効期間が当月1～15日の間に開始されるものを当月分、当月16～末日の間に開始されるものを翌月分として取り扱います。（有効期限が1ヵ月を超える通学定期券も、その有効期間内の各月について準用）

定期券の取り扱い例

購入券種	実際の使用期間	交付対象期間
1ヵ月定期券	R7.10.8～R7.11.7	10月分
3ヵ月定期券	R7.9.16～R7.12.15	10・11・12月分 (3ヵ月分)
6ヵ月定期券	R7.7.1～R7.12.31	10・11・12月分 (3ヵ月分)

※ 10～3月分（合計6ヵ月分）の定期券の写真を保管しておいてください。

申請期間

令和7年12月18日（木）～令和8年3月5日（木）

申請回数

1回限りの申請。（最大6ヵ月分をまとめて申請）

※ 3月分の定期券はお早めにご購入いただき、期間内に申請をお願いします。

申請方法・必要書類

12月18日（木）から町公式LINEにて申請の受付を開始予定。下記の必要書類を準備してください。詳細は町HPでご確認を。



申請時の必要書類

- 通学定期券の写真等
→ 交付対象期間内の継続的利用のもの全て
- 学生証の写真等
- 通帳等の写真等
→ 申請する保護者本人名義のもの

